

を確実に積み重ねていくことによって、退所の見極めや退所後の援助の方向性についても、双方の納得のいくものに近づけていくことができるであろう。

児童相談所との役割分担

保護者の抱える問題を明確にし、援助のあり方を検討するうえで、児童相談所との協議は不可欠である。特に、児童相談所が強制的に介入したケースに関しては、保護者との厳しいやりとりが予想される中、子どもの安全をどのように守るのか、強引な引き取り要求にどう対応するかなど、具体的な対応のあり方について、事前に十分に協議しておく必要がある。また、そういったケースでも、子どもを保護し養育する施設に対しては、保護者もそれなりの遠慮や依存的な態度を示してくる場合があり、対決的な部分は児童相談所で、保護者を共感的に支えていく面は施設で、といった役割分担が成立することもある。そこでも、施設と児童相談所は十分な連携をとり、それぞれの役割が連動しながら援助が展開できるよう留意することが大切である。

関係諸機関との連携－ネットワークの形成

虐待ケースへの対応において、児童相談所と施設の力だけでは解決できない問題が多いことは周知の通りである。関係機関がそれぞれの立場からみた家族像を共有し、情報を総合的、客観的に整理・判断していくことが求められる。児童相談所をはじめ、保健所・市町村保健センター、保健師、地域子育て支援センター、福祉事務所、主任児童委員、民生・児童委員、保護司、保育所・幼稚園、学校、病院、医師、弁護士、警察など、これまで関わってきた機関や今後関わりが期待される機関が集まり、ネットワーク会議を開催することが有効である。ケースによっては、入所前の段階からネットワーク作りを推進していくことも必要である。

ネットワーク会議のマネジメントは、原則として児童相談所の役割であり、児童相談所のケースワーカーが関係機関を召集し、議事の進行を行なうのが理想的である。しかし、特に子どもが施設に入所している時期は、保護者と子どもの現在についての情報を一番持っているのが施設である場合も多く、児童相談所との情報交換を通して、ネットワーク会議開催の時期や頻度、参加メンバー等を児童相談所とともに決定していくことになる。ネットワーク会議における具体的な協議内容は個々の事例によって異なるが、アセスメント（事前評価）の共有と役割分担の確認、援助における課題の検討、それらに基づく援助計画の策定を目的として、以下のような内容について協議する。

<ネットワーク会議における協議内容>

- ・援助の経緯と入所前からの変化についての確認
子どもの変化、保護者の変化、親子関係の変化、保護者や家族の生活状況の変化
- ・新たに出てきた問題とその分析および解決方法の検討
- ・関係機関の役割分担の明確化
- ・地域資源の分析
- ・地域でサポートする準備と体制作り

どの程度の情報を関係諸機関の間で共有するか、あるいは、それらを保護者や子どもとどの程度共有するか、諸機関がどのような役割分担のもとで連携するか、などについてのコンセンサスも必要である。援助プロセスの進展にともなって、関係機関の連携のあり方や重点を置くポイントが移行したり、関係者の意見が変化したりすることもあるため、それぞれの機関の置かれている状況や保護者とのかかわりについて、たえず評価をし直すことに留意する。

また、市町村虐待防止ネットワークの設立は、機関連携にとって有効であると思われる。地域の特性を生かしながら、より効果的な機関連携のあり方について模索していくことが必要である。

援助計画の策定と見直し

子どもと保護者、家庭をとりまく様々な状況についての情報およびその評価に基づいて、援助の方向性を探り、援助計画の策定を行う。援助計画においては、通常子どもの養育についての中・長期的目標および短期的目標を定めるが、それと同時に保護者への援助の中・長期的方向性および当

面の方針についても、児童相談所との協議のうえで設定する。その際、可能な場合には保護者の意向について十分な聴き取りを行い、目標を保護者と共有する。このことが保護者の援助を受ける動機づけを高めることにもなると考えられる。また、初期の評価や援助計画の見直しの時期、見直すべきポイントを明示しておくことも重要である。

①中・長期的援助目標の設定

援助計画の策定においては、単に「子どもを施設でいかに受け入れるか」「子どもが施設でいかに生活できるか」だけでなく、「どのような形で退所させることを目標にするのか」という中・長期的なプランを具体的に立てることが必要である。そこで、A) 家庭復帰、B) 里親委託、C) 自立といった最終的な援助目標と、それを実現するための具体的な援助方法を掲げる。また、目標達成までの期間について、現時点での見直しを立てる。

②短期的援助目標の設定

中・長期的目標に沿って、当面の具体的な援助の流れを検討し、1～2ヵ月ごとに見直すべき当面の目標と援助の方法、および目標達成までの期間について、大まかに設定する。

③援助計画の共有

大まかな援助計画は文書にし、保護者と子ども、施設、児童相談所、関係諸機関で共有する。計画を文書化しておくことは、関係者間の認識のずれをなくしたり、今どの段階まできているのか、問題点は何か、などを振り返るのに役立つほか、後々の保護者とのトラブル防止、保護者の主体的意欲、自覚を高めるうえでも有効である。

④援助計画の見直し

最初に立てた援助計画（中・長期的目標と短期的目標、目標達成までの期間および援助方法の設定）は、必ずしも的確とはいえない。したがって、定期的に援助計画の見直しを行うことが必要である。見直す時期（1ヵ月後、3ヵ月後、半年後など）、および見直すべきポイントについては、最初のアセスメントの段階で設定しておくことが望ましい。

<p>援助計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的目標を設定する → A) 家庭復帰 B) 里親委託 C) 自立まで入所 ・ 短期的目標を設定する → 中長期的目標A) B) C) ごとに、子どもへの援助および保護者への援助について、具体的な短期的目標を設定する ・ 援助方法は具体的にあげる ・ 目標達成までの期限を定める
<p>援助計画の共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標は保護者および子どもと共有する ・ 援助計画全体は施設職員、児童相談所および関係諸機関、できれば保護者とも共有する
<p>援助計画の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 援助計画は定期的に見直し、流動的なものとする ・ 見直しの時期をあらかじめ決めておく ・ 見直すべきポイントはあらかじめリストアップしておく
<p>援助計画見直しの方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい情報の付加および誤った情報の修正と再評価 ・ 短期的目標の遂行状況についての定期的な評価 → 中長期的目標の再検討や方向転換を含めた援助計画全体の見直し 援助計画全体の見直しに基づく短期的目標の再設定

被虐待児童の保護者への援助の実際

保護者への援助の実際においては、子どもの入所前から退所後までの時系列をふまえた、全体的な援助計画の策定と実行（つまりケースマネジメント）が重要である。そこでは、それぞれの節目の時期でのアセスメント、およびアセスメントに基づく援助計画の定期的な見直しが不可欠である。これらは、児童相談所を中心とした関係機関との協同作業となろう。

アセスメントにおいては、チェックリストも利用するが、チェックリストの項目に記入するだけで、それが完了するものではない。しかし、チェックリストの活用により、もれを少なくし、

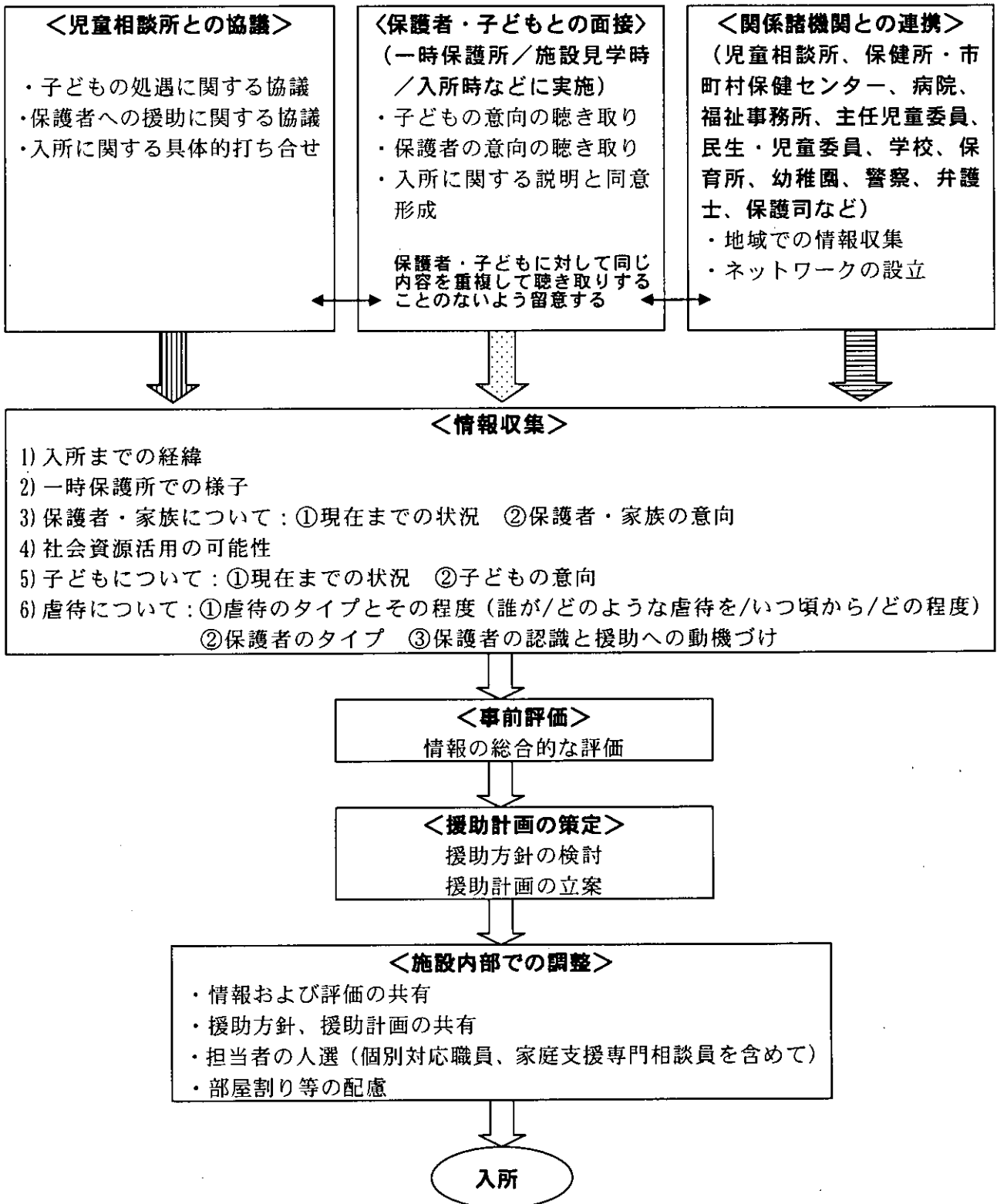
必要な情報を得ることができる。また、複数の関係者でチェックすることにより判断の偏りを防ぎ、さらに関係者が共通の認識を得る基盤とすることができる（参考：横浜市児童相談所「家族支援のためのチェックリスト」（資料1）、神奈川県虐待防止対策班「家族支援のためのチェックリスト～評価のための基準尺度～」（資料2））。

このガイドラインに示した基本的な考え方や項目をもとに、各施設で具体的な項目リストを作成し、独自のガイドラインを完成させていただきたい。

以下では、入所前から退所後までの援助を時系列にそって4つの時期（Ⅰ．入所前～入所時、Ⅱ．入所中、Ⅲ．退所前、Ⅳ．退所時～退所後）に分け、援助のあり方の基本的考え方と具体例を示す。各時期について、まず【援助の概要】として援助のおおまかな流れについて図示した後、【具体的取り組み】として援助の実際を述べる。

I. 入所前～入所時

【援助の概要】



【具体的取り組み】

1. 情報収集と事前評価に基づく援助計画の策定

適切なアドミッション・ケア（入所にあたっての援助）を実践するには、正確な情報収集と的確なアセスメント、それらに基づく援助計画の策定が不可欠である。入所前の段階では、これらを主導的に行うのは児童相談所であると思われるが、施設としても、どのような状況でどのような虐待が、いつ頃から生じているのかについて情報収集を行い、それらの評価に基づいて、当面の援助計画を策定する。収集した情報と援助計画については、児童相談所と事前に共有できるようにすることが必要である。児童相談所と連携し、保護者や子どもに対して重複して聴き取りをしたり、説明が食い違ったりして初めから信頼を失うことのないよう、十分に配慮する。

1-1. 情報収集と事前評価

どのような状況で、どのような虐待が生じているのかについて、現時点での把握をするため、児童相談所や関係機関、可能であれば子ども本人や保護者からも情報収集を行い、入所までの経緯と子ども・保護者・家族・地域などについての現在の状態を十分に把握する。それらの情報に基づいて総合的に評価し、今後どのような援助が必要かつ有効であるかを検討する。

①児童相談所からの情報

児童票・心理診断書等の公式の文書情報に加えて、児童相談所の担当者との直接的な情報交換や、事前協議を行う。緊急の場合はともかく、一時保護を経由して入所となるような場合などは、入所前に児童相談所の担当者とのカンファレンスの場を設けることが望ましい。児童相談所以外の関係諸機関とも初めから連携が必要なケースについては、児童相談所が中心となってネットワーク会議を開催する。

②児童相談所以外の関係機関からの情報

保健所・市町村保健センター、病院、福祉事務所、民生・児童委員、保護司、子どもが通う保育所、幼稚園、学校、警察など、他の機関もかかわっていれば、同じく情報源とすることができる。先方から与えられた情報だけでなく、こちらから積極的に確認することが重要である。

③子どもおよび保護者からの情報

さらに可能ならば、子ども本人および保護者とも事前に会って、施設に関する情報提供をすると同時に、子どもや保護者の状態について、生の情報をつかめるとよい（→p.15 I-4. 子ども・保護者と施設との関係づくり 参照）。入所前の時点で、保護者の状態に関する評価は児童相談所が行っているが、施設としても、児童相談所からの情報に基づいて、あるいは事前に施設見学等で保護者とコンタクトが取れる場合などは直接的に収集可能な情報も含めて、ある程度の評価をしておくことが望ましい。

児童相談所の初期評価では「家族支援のためのチェックリスト」（→巻末資料1、資料2参照）などを用いている場合があるので、参考にするとよい。

*収集すべき情報：1)～6)

1) 入所までの経緯

- ・一時保護までの経緯
- ・保護する際の親子の様子
- ・入所決定までの経緯
- ・施設入所に向けた保護者へのオリエンテーションの内容とその様子
「虐待の告知」について（→ p.3 参照）
面会の制限について（→ p.4 参照）
- ・施設入所に向けた子どもへのオリエンテーションの内容とその様子

2) 一時保護所での様子

- ・保護者の面会の有無および頻度、面会時の様子
- ・子どもの適応状態

3) 保護者・家族について

①保護者・家族の状況

生育歴	<ul style="list-style-type: none"> ・原家族における育ち ・被虐待経験 ・学歴、職歴
身体的・心理的問題	<ul style="list-style-type: none"> ・病気、精神障害などの有無および程度 ・コミュニケーションが成立するか ・現実検討能力があるか
社会経済的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・就労状況、職業 ・収入、借金、生活保護や手当の受給状況 ・住居
親子関係 (子どもへの感情や行動)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもについて話すときの言葉、声のトーン、表情 ・(子どもが同席していれば) 子どもとの距離、座る場所、子どもへの視線や表情、抱き方、声のかけ方
夫婦関係	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の有無、婚姻状態 ・相手について話すときの言葉、声のトーン、表情 ・(夫婦が同席していれば) どちらが主に話すか、意見が食い違うか、意見の食い違いをどう処理するか、互いの距離、座る場所、互いに向ける視線や表情
家族関係	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の社会生活上のキーパーソンになりうる人がいるか ・保護者への援助や介入の窓口になりうる人がいるか ・家族・親族の概況(居住地は近隣か遠隔か、社会経済的状況、心身の健康状態など) ・保護者と家族・親族との関係性 ・(保護者と家族、親族が同席していれば) 誰が主に話すか、意見が食い違うか、意見の食い違いをどう処理するか、互いの距離、座る場所、互いに向ける視線や表情
その他の対人関係	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣、地域との関係 ・子どもの学校や幼稚園、保育所との関係
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の連絡先、連絡の方法 ・保護者と連絡が取れない場合の連絡先、連絡の方法 (誰に、どのように連絡すればよいか—家族・親族、民生・児童委員、地域の保健師など—を確認しておく)

②保護者・家族の意向 (→p.15 I-4. 子ども・保護者と施設との関係づくり 参照)

<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護や子どもの施設入所についての認識 ・入所後の養育についての要望 ・子どもとの接触(手紙、電話、面会、外出、外泊など)についての希望 ・引き取りの希望 ・引き取りに向けての目標と課題 ・現在のサポートの有無とその希望 (→p.10 3) 保護者・家族について、4) 社会資源活用の可能性 参照) ・施設での保護者援助についての認識・動機づけ (→p.13 6) 虐待について ③保護者の虐待の認識(自覚)と援助への動機づけ 参照) ※家族、親族については、保護者援助への協力、サポートの意志を確認する。 ・その他の要望

4) 社会資源活用の可能性

- ・ 保護者、家族・親族が現在利用している社会資源
- ・ 他に利用可能な資源、必要な資源
- ・ 社会資源との関係（保護者、家族・親族が社会資源を受け入れるかどうか）

5) 子どもについて

①子どもの状況

	乳幼児の場合	学童の場合
生育歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生時の状態 ・ 先天性疾患 ・ 既往歴 ・ 体質（アレルギーなど） ・ これまでの育ち 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生時の状態 ・ 先天性疾患 ・ 既往歴 ・ 体質（アレルギーなど） ・ これまでの育ち
発育・発達状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身長、体重 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身長、体重
衛生状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体・着衣等の衛生状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体・着衣等の衛生状態
障害の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の外傷、傷跡の有無 ・ 虐待による後遺症の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の外傷、傷跡の有無 ・ 虐待による後遺症の有無
授乳・食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳 ・ 過食 ・ 食べ物を丸飲みする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過食 ・ 食べ物を丸飲みする
睡眠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 睡眠－覚醒リズムの安定度（昼夜逆転など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 睡眠－覚醒リズムの安定度（昼夜逆転など）
生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣
情緒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情緒の安定度（泣きが多い、大きな音に異常な反応、など） ・ 感情の表出 ・ 意欲（無気力でないか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情緒の安定度（泣きが多い、大きな音に異常な反応、など） ・ 感情の表出 ・ 意欲（無気力でないか）
親子関係 (保護者への感情や行動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者に会いたがる ・ 保護者への視線、表情 ・ 保護者との距離 (べったりくっついている、離れてフラフラ動き回っているなど) ・ 対象によって反応が異なる (泣き分け:父に抱かれると泣くが母に抱かれると泣き止むなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者に会いたがる ・ 保護者への視線、表情 ・ 保護者との距離 (べったりくっついている、離れてフラフラ動き回っているなど) ・ 対象によって反応が異なる
他の大人との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰にでも甘える ・ 素直で目立たないようにしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰にでも甘える ・ 素直で目立たないようにしている
他児との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 叩いたり噛んだりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同年齢、異年齢との関係 ・ 同性、異性との関係
行動上の問題		<ul style="list-style-type: none"> ・ 非行歴 ・ 自傷行為 ・ 一時保護所での無断外出・外泊
保育所・幼稚園、学校での様子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出欠状況 ・ 遊びや活動への参加状況 ・ 遊びや活動への参加の意欲 ・ 保育者との関係 ・ 他児との関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出欠状況 ・ 学力、学習能力 ・ 授業態度、意欲 ・ 教師との関係 ・ 他児との関係 ・ クラブ活動の様子

②子どもの意向（→p.15 I-4. 保護者・子どもと施設との関係づくり 参照）

- ・一時保護や施設入所の理由の認識
- ・施設での生活への要望
- ・地域や学校での活動の変化についての確認
（入所にもなっていて起こりうる、転校、習い事の中断など、生活全般について確認する）
- ・家庭復帰の希望
- ・通信や連絡（手紙、電話など）の希望
- ・面会、外出、外泊の希望
- ・その他の要望

6) 虐待について

①虐待のタイプとその程度（誰が/どのような虐待を/いつ頃から/どの程度）

- ・身体的虐待
- ・心理的虐待
- ・性的虐待
- ・ネグレクト
- ・DVの目撃

※虐待と断定できない場合も、親子関係のエピソードなどについて聴く。

- ・通常虐待として捉えられる4つのタイプだけでなく、DV（夫婦間暴力）を目撃することも子どものトラウマとなることが知られている。
- ・それぞれのタイプにおいて、子どもが死亡にいたる、あるいは長期にわたって心身の発達が阻害されるような重度の虐待から、不適切なかかわりのレベルにとどまるものまで、その程度には様々なものがある。
- ・性的虐待については、「加害者が誰であるか」及び「その保護者が性的虐待を認めるか否か」により、保護者への対応が異なるというような特有の問題をはらんでいるので、特に注意を要する（「被虐待児家庭復帰のためのマニュアル」愛知県²⁾）。

②保護者のタイプ（虐待の背景にある心理・行動特徴）

西澤（2002）³⁾は、虐待をする保護者のタイプを次の7つに分けて整理し、それぞれの特徴、援助の基本的考え方を試案として述べている。

タイプ	特徴	援助のあり方
育児不安型	育児不安がベースとなって子どもへの暴力が生じたタイプ。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への肯定的評価の提供を中心としたカウンセリング的アプローチがある程度有効。 ・夫婦関係の調整や育児グループなどの社会的資源への橋渡しなどのソーシャルワーク的アプローチも有効に機能しやすい。
完全主義的養育型	完全主義的傾向が強く、育児を「完璧」に行おうとする親が、「完璧」を阻害する子どもに対して怒りを持ち、攻撃してしまうというタイプ。	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング的アプローチ（傾聴、共感を中心としたカウンセリング）、自身の完全主義的傾向や「母性神話」につかまっていることへの洞察を導くような援助が有効。 ・子どもが思い通りにならないこと、育児が社会的リワード^{※1)}の得られない仕事であることなどを共感し、シェア^{※2)}できるような親のグループへの参加も有効。
愛情欠如型	「子どもへの嫌悪感」、「子どもの依存に対する拒否感」、を示すことが多いタイプ。	<ul style="list-style-type: none"> ・育児技術を教えるという「心理教育的アプローチ」が部分的に有効。 ・拒否感や嫌悪感そのものへのアプローチの多くは、「親自身のトラウマへのアプローチ」を必要とする。

<p>暴力的衝動 に対する コントロールの不足・ 欠如型</p>	<p>暴力的な衝動に対するコントロールが、子どもに対してのみならず全般的に不足しており、暴力的な行動化が、家庭内にとどまらず、様々な人間関係において認められるタイプ。このタイプに分類されるのは、父親が多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このタイプの保護者への心理的援助に関しては、方法論や技術論が明確になっていない。 ・子どもの安全の確保を中心に考え、多くの場合には親からの分離・養育が援助の基本になる。 ・暴力が妻にも及んでいる場合は、いわゆる「DV家庭」への援助アプローチを考慮に入れる必要がある。
<p>未熟型</p>	<p>親が心理的・精神的に「親性」を獲得できる準備が整っていないうちに生物的に親になったというタイプ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「親になること」の準備を整えていくような援助が必要となり、それまでの間は、子どもを分離して養育するというケースワークが中心となることが多い。
<p>人格障害</p>	<p>親に何らかの人格障害が認められるタイプ。 (特に問題になるのが境界性人格障害)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・境界性人格障害の精神療法・心理療法の方法論は定まっておらず、治療・援助はきわめて困難であるとされている。 ・子どもの安全の確保を最優先の課題とし、子どもの分離・養育を中心に援助を提供すべきケースが多い。
<p>精神障害</p>	<p>統合失調症、気分障害など精神障害を有するタイプ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害の治療が中心になる。 ・子どもの分離の判断は、①親の入院治療の必要性、②親の精神障害が子どもに与える影響の深刻性、を考慮に入れ、親のための分離と子どものための分離とを混同しないことが重要である。

※1) リワード：報酬 ※2) シェア：共有、分かち合い

愛知県の「被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル²⁾」では、さらに次の2つのタイプを追加している。

<p>知的障害型 および 多子貧困型</p>	<p>知的発達障害がある場合や、多子貧困のタイプ。</p>	<p>育児支援だけでなく、家事や社会生活全般にわたっての支援が必要になるため、地域社会との連携をとることが要求される。</p>
<p>混合型、 その他</p>	<p>上記のどれにも該当しにくいもの。あるいは上記のいくつかのタイプが混合したもの。</p>	

③保護者の虐待の認識（自覚）と援助への動機づけ

虐待の事実を言語化できるか、話す内容はどのようなものか、児童相談所職員や施設職員への態度はどのようなものか、などをふまえて、保護者がどのように虐待について認識し、援助受け入れの動機づけをどの程度持っているかを把握する。保護者の主なタイプは次のように分けられる。

<p>援助希求型</p>	<p>虐待を認め、問題意識を持ち、援助を求める保護者</p>
<p>援助拒否型</p>	<p>虐待を否認し、援助を拒否する保護者</p>
<p>変動型</p>	<p>虐待の認知や援助の受け入れ・同意が変動する保護者</p>

(前掲「被虐待児家庭復帰のためのマニュアル」愛知県²⁾を参考に改変)

- ・この他に、相対的に数は少ないが、「虐待を認めるが、援助を求めない(のらない)保護者」「虐待を否認するが、援助を受け入れる保護者」もある。
- ・また、ネグレクトのケースなどでは、虐待を「否認する」とも異なり、「虐待を認識していない保護者」といえるケースもある。この場合、援助を受け入れるタイプも、拒否するタイプもある。
- ・それぞれのタイプの保護者にどう対応し、援助していくかについては、今後の課題である。

1-2. 援助計画の策定と見直し

子どもと保護者、家庭をとりまく様々な状況についての情報およびその評価に基づいて、援助の方向性を探り、援助計画の策定を行う。(→ p.5 参照)

中・長期的目標	短期的目標の設定
A) 家庭復帰 (いつ頃までに)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が抱える問題の解決への援助、養育力を高めるための援助について具体的に検討する。 ・保護者や家族と子どもとの関係構築を図るため、通信(手紙や電話)・面会・外出・外泊の流れについて具体的に検討する(入所時点での通信、面会、外出、外泊の可否については、児童相談所に確認する)。 ・子どもの治療、適応過程を促進するための援助について具体的に検討する。 ・子どもの生活環境の整備においては、学校を転校させない等、もと生活していた地域との関わりが施設入所によって切断されないような配慮・準備が必要な場合がある。
B) 里親委託 (いつ頃までに)	<p>児童相談所と連携し、里親との関わりを視野に入れた援助計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと里親との交流を図る。 ・保護者と里親との関係を調整する。 ・里親の受け入れ準備や養育への援助について具体的に検討する。
C) 自立 (18歳ないし20歳まで施設入所)	<p>家庭復帰、里親委託の見込みがもてない場合 (保護者が養育を拒否しているケース、思春期以降に施設入所したケースなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自立するために必要な支援について検討し、入所当初から具体的な自立支援計画を策定して、自立に向けての施設生活を組み立てる。 ・自立する子どもにとって、保護者が社会資源の役割を果たせるようになる見込みがあるかどうかを検討し、保護者と子どもの関係を調整する。

2. 関係諸機関との連携

児童相談所との連携や役割分担は、先に述べた情報収集、事前評価、援助計画の策定と見直しのいずれの段階においても重要である。また、入所に際しての具体的な打ち合わせも十分に行っておくことが必要である。必要に応じて、関係諸機関を招集し、ネットワーク会議を開催する。

2-1. 情報の共有と援助計画についての協議

子どもと保護者、家族を取りまく社会的状況等(→p.9 I-1-1. 情報収集と事前評価 参照)についての情報の共有を図り、中・長期的目標、短期的目標の設定および援助の流れ(→p.14 I-1-2. 援助計画の策定と見直し 参照)について、協議を行う。

また、ケース固有の留意点、配慮すべき点についての検討や、保護者による引き取り要求への対応方法についての検討を行う。

2-2. 入所に関する児童相談所との具体的協議

入所時の対応は、その後の援助過程に大きな影響を及ぼすものである。以下の点について児童相談所と協議し、慎重に準備を進める必要がある。

①入所日時

入所の日時については、保護者援助の担当職員(あるいは乳児院の家庭支援専門相談員)や子ども担当職員が立ち会える日を選ぶ、家族のキーパーソンが来ることのできる日に合わせるなど、児童相談所に慎重に設定してもらう。

②入所に立ち会う家族

28条ケースでなければ、一般に家族の同行を求めた方がよい。家族援助においてキーパーソンとなりうる親族や関係者にも、同行を求めるとよい。

③入所時の話のすすめ方

施設入所とその後の援助について、保護者および子どもに対して児童相談所はどのような説明を

したのかについて具体的に確認し、施設としてはどのように話をすすめるのかについて協議する。特に、施設への入所理由を保護者および子どもにどのように説明したか、入所に同意するまでの経過等について確認する（→p. 3 保護者に対する「虐待の告知」参照）。

④援助計画

手紙の可否、電話の可否、面会の可否、施設担当者と一緒にでの外出の可否、保護者単独による外出の可否、施設行事への参加の可否、学校行事への参加の可否などについて、児童相談所の判断と、それを保護者と子どもに対してどのように伝えたかを具体的に確認し、施設での援助の流れについて協議する。保護者と子どもとの交流については、施設としての対応を慎重に検討する必要があるが、特に電話は子どもに大きな影響を与えうることに留意して検討する。

⑤保護者と子どもとの初回面会のもち方

入所後の初回面会は、いつ、どこで、だれが立ち会うか、どのように進めるかなどをあらかじめ決めておく。面会について具体的な見通しが立てられない場合は、どのような条件が満たされれば面会ができるのか、保護者に説明する必要があるため、具体的に協議しておく。

⑥入所にあたって特に配慮が必要な点

可能な限りの入所前の心理判定の実施や精神障害の有無やその程度、問題行動（不登校、喫煙、暴力行為など）の把握は、施設内の他児らへの波及や連鎖を予防するうえでも大切である。

3. 入所に向けての施設内部での調整

施設内部においては、他機関から得た情報を他の職員に伝え、入所に向けた準備を進める。可能であれば会議などをもち、できるだけ速やかに子どもや家族についての情報を共有する。それらの情報に基づいて、職員間の役割分担を決定するが、子どもの年齢や状態をふまえて、個別対応職員や家庭支援専門相談員等の関与を含めた担当者の人選や部屋割り等の受け入れ体制を整える。虐待ケースにおいては、とりわけその後の家族援助計画の展開を意識した体制づくりが求められよう。その際、可能ならば「子ども担当職員」と「保護者担当職員」を分けるとよい。保護者の思いを子どもに代弁する職員と、子どもの思いを保護者に代弁する職員は違う方がよいケースが多いと考えられるからである。

さらに、担当職員不在時の対応方法の統一、入所時の対応などについても打ち合わせる必要がある。保護者対応の窓口となる担当職員を明確にすることも、不安定な状態の保護者と信頼関係を作るうえで有効である。特に、強制介入ケースなどによりトラブルが予想される場合は、事前に施設内の体制や緊急時の対応について明文化したものを用意し、シミュレーションしておくとうい。

4. 子ども・保護者と施設との関係づくり

入所前の段階で、子どもや保護者と面会できるケースばかりではない（入所を保護者に知らせていないケースなど）が、できるだけ早い時期に、子どもとはもちろんのこと、保護者や、場合によっては親族なども含めて、面会の機会を設けることが望まれる。その目的の一つは、子どもや保護者に関する生の情報収集（→p. 9 I-1-1. 情報収集と事前評価参照）であるが、施設との関係づくりという意味においては、①施設に関する情報提供、②子ども・保護者の意向の確認、③入所および施設生活についての同意形成、という一連のプロセスが重要である。その際、子どもや保護者援助の担当職員が決まっていれば、その職員が面会する（あるいは同行する）などの配慮も必要である。本格的な関係づくりは入所時以降となるが、この段階でもその第一歩につながることに十分注意して慎重に対応し、そうした機会を有効に活用したい。

入所前に面会できなかった場合は、入所時面接においてこれらを実践する。

4-1. 子どもと施設職員の事前面会

一時保護所等で可能ならば、入所のめどが立った段階で子どもに面会する。子どもの年齢や状態によっては難しいが、できるだけ①施設に関する情報提供を行い、②子どもの状態・意向を確認し、③入所および施設生活についての同意を得るなど、子どもが安心感を持てるようにする。

①施設に関する情報提供

施設生活についての情報提供を行い、子どもの不安を低減するよう努力する。また、可能な場合には、担当職員の紹介や施設における援助の方向性についての情報提供もできるとよい。
(事前面会ができなかった場合は、入所時に情報提供を行う。)

<子どもへの説明内容：施設に関する情報提供>

施設生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の流れ、行事等の紹介 ・基本的な生活ルール（私物、小遣い、約束事など）の説明 ・権利保障：権利ノート（都道府県版、施設で作成したもの）の紹介 ・職員の紹介（担当職員、苦情受付職員など） ・居室の案内（施設での面会の場合） ・他児についての情報提供：年齢別（学年別）の児童数など ・健康面に関する説明：病院受診についての説明など
保護者との交流について	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との交流（手紙、電話、面会、外出、外泊など）の可否と方法 ・親子交流プログラムの流れ

②子どもの状態・意向の確認

子どもの現在の発育・発達や適応の状態、および子どもの意向をよく確認することが必要である（→具体的な項目については、p.11 I-1-1. **情報収集と事前評価 5) 子どもについて** 参照）。言語化することが十分にできない年齢の場合は、十分な観察に基づく見立てが必要である。ある程度言語化できる年齢であっても、表面上保護者の意向に合わせたり、巻き込まれたり、あるいは過度な期待感を持っている場合もあるので、十分な配慮が必要となる。子どもの言語能力、意思表示能力を考慮し、子どもの様子をよく観察したうえで、総合的に判断する。子どもの意向の尊重は、意見表明権といった人権の問題だけではなく、子どもの自立を考えた上でも重要となる。

(事前面会ができなかった場合は、入所時に確認する。また、入所直後には生活全般を通して確認する。)

③入所および施設生活についての同意形成

施設についての情報提供(①)を行い、子どもの状態・意向を確認(②)したうえで、入所およびその後の施設生活について、子どもの同意を得る。入所前の段階(事前面接ができなかった場合は入所時の段階)から、施設生活に対する同意を得ることにより、子どもの施設生活への適応を助け、今後の目標を確認したり、親との関係について考えたりする機会を保障することになる。このような情報の提供と意向の確認、それらに基づく同意の形成は、入所前だけでなく、入所後も定期的に行うことが必要である。施設生活が長期化する場合、子どもが自分の将来に対する予測ができないことによって不安になり、逸脱行動を起こすこともある。また、施設生活に納得していない場合、主体的生活姿勢が培われないことも多い。そのような危機的状況においては、担当職員のみが抱きかかえるのではなく、これを転機(好機)ととらえ、チームワークを組んで最善を尽くすことが必要である。

4-2. 保護者・家族・親族と施設職員の事前面接

可能な場合には保護者、家族、親族等と面接する。施設見学をしてもらうのもよい。その目的は、①施設に関する情報提供を行い、②保護者の意向を確認し、③子どもの入所および施設での保護者援助について保護者の同意を得ることである。

保護者への対応においては、まず、受容的・共感的な態度を心がけること、『悪い親』とみなさないこと、過去を責めないことが重要である。また「受容・共感」と同時に、「目標の共有」「課題の具体化」「責任の明確化」が大切である。「受容」だけを心がけてしまうと、かえって心理的な問題を誘発して不安定な関係に陥りかねない。現実的、具体的、前向きな関係をつくるように努めることが重要である。

①施設に関する情報提供

子どもの施設生活について情報提供を行い、子どもの養育に関する保護者の不安を軽減するよう努力する。また、施設における保護者への援助についても情報提供を行う。可能な場合には、子ども担当職員および保護者担当職員の紹介や、施設における子どもへの援助および保護者への援助計画についての具体的な情報提供もできるとよい。可能ならば、施設見学をしてもらうのもよいだろう。

情報の示し方(どのような情報を、どのように示すか)には、十分な注意が必要である。保護者・家族に対する言葉の使い方にも細心の注意が必要である。

<保護者、家族への説明内容：施設に関する情報提供>

<p>子どもの施設生活について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の養育方針の説明 ・日常生活の流れ、行事等の紹介 ・基本的な生活ルール（私物、小遣い、約束事など）の説明 ・職員の紹介（子ども担当職員など） ・居室の案内（施設での面接の場合） ・子どもの健康面に関する説明：病気、入院、予防接種などに際して、保護者や家族の協力・支援を依頼する
<p>保護者への援助体制について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への援助方針の説明：保護者と協同していくことについて ・援助計画：援助の流れおよび子どもとの交流（子どもへの手紙、電話、面会、外出、外泊など）の可否と方法について ・職員の紹介（保護者担当職員、担当職員が不在の場合は誰に相談すればよいか、など） ・苦情や要望があるときの伝え方（苦情受付職員、苦情解決システムの説明） ・連絡のとり方（定期的な連絡のしかた、電話をかけてよい時間、など） ・家族参加の行事

②保護者・家族の状態・意向の確認

子どもの施設入所、入所後の子どもの養育、子どもの家庭復帰、保護者への援助等について、保護者の意向を確認する（→具体的な項目については、p. 10 I-1-1. **情報収集と事前評価 3）保護者・家族について 参照**）。

回答の内容だけでなく、誰がどのように答えるかについても観察する。家族の誰かが中心になって答えた場合、他の家族にも確認する。

保護者に知的・精神的な障害のある場合などは、重要な関係者（後見人的存在）の意見もよく聴く。

③子どもの入所および施設での保護者援助についての同意形成

施設についての情報提供（①）を行い、保護者の意向を確認（②）したうえで、子どもの入所および施設での保護者援助について、保護者の同意を得る。入所前の段階から、施設と保護者との間で同意を形成することによって、入所後の保護者とのかかわりを円滑にし、トラブルの発生を予防することになる。このような意向の確認と情報の提供、それらに基づく同意の形成は、子どもと同様に、入所前だけでなく、入所後も定期的に行う必要がある。

4-3. 保護者との入所時面接の実施

児童相談所をとおして、入所時には可能な限り保護者の来所を促すようにする。家族、親族など社会的資源となりうるような関係者がいれば、一緒に来所してもらう。子どもや保護者と入所前に面会できなかった場合は、①施設に関する情報提供、②子ども・保護者の意向の確認、③入所および施設生活についての同意形成、という一連のプロセス（→p. 16 I-4-2. **保護者・家族・親族と施設職員の事前面接 参照**）がまずは重要である。入所前に面会できた場合でも、入所面接時

には、子どもや保護者の現在の意向を聴き取り、同意を確認する。そのうえで、施設と保護者との援助関係の構築に向けて、具体的な約束事項、施設の方針などを提示し、協議する。これらの協議内容については、事前に児童相談所と十分な打ち合わせをしておく必要がある（→p. 14 I-2-2. **入所に関する児童相談所との具体的協議 参照**）。

入所前～入所時は、関係づくりの第一歩であり、その後の援助過程に大きな影響を及ぼすものである。また、ケースによっては、保護者と会う唯一の機会となることもある。家族との関係づくりにおいて「アドミッションケアは第一のチャンス」ともいえる。入所時に保護者が来所しない場合、児童相談所にその理由を確認するとともに、早い時期に面接が実現するように努める。

4-4. 子どもと保護者・家族の観察

入所時および入所直後は、子どもと保護者・家族の関係について、直接観察できる機会でもある。以下の点について注意深く観察することが重要である。

観察のポイントとして、『乳児院における家庭支援専門相談員ガイドライン』⁴⁾の「面会時の対応」が参考になる（→資料3）。

- ・子どもと家族のかかわり
- ・面接中の相談員とのやりとり（誰が質問に答えるか、声のトーンや表情）
- ・家族間のやりとり（意見の食い違いはあるか、それをどう処理するか）
- ・入所直後の子どもの様子（発育・発達はどうか、大人や他児への反応は）
- ・入所直後の家族の反応（子どものようすが気になって、すぐ電話をかけてくる、など）

入所時から入所直後に子どもと家族を観察して得た情報は、事前に収集した情報（児童相談所からの情報、他機関からの情報、子ども・保護者・家族からの情報）とは異なる場合がある。事前の情報と事前評価、それらに基づいて策定された援助計画について再度検討し、以下の点を見極める。

- ・どのような課題を抱えているか
- ・どのようなストレンクス*があるか
*ストレンクス：潜在的な能力や資源も含め、その人や家族がよい方向へと動く際に働く要因。「強み」「力」などと訳される。
- ・援助できるのはどの点か
- ・優先的に援助すべきはどの点か

4-5. 子どもと保護者・家族の総合的評価

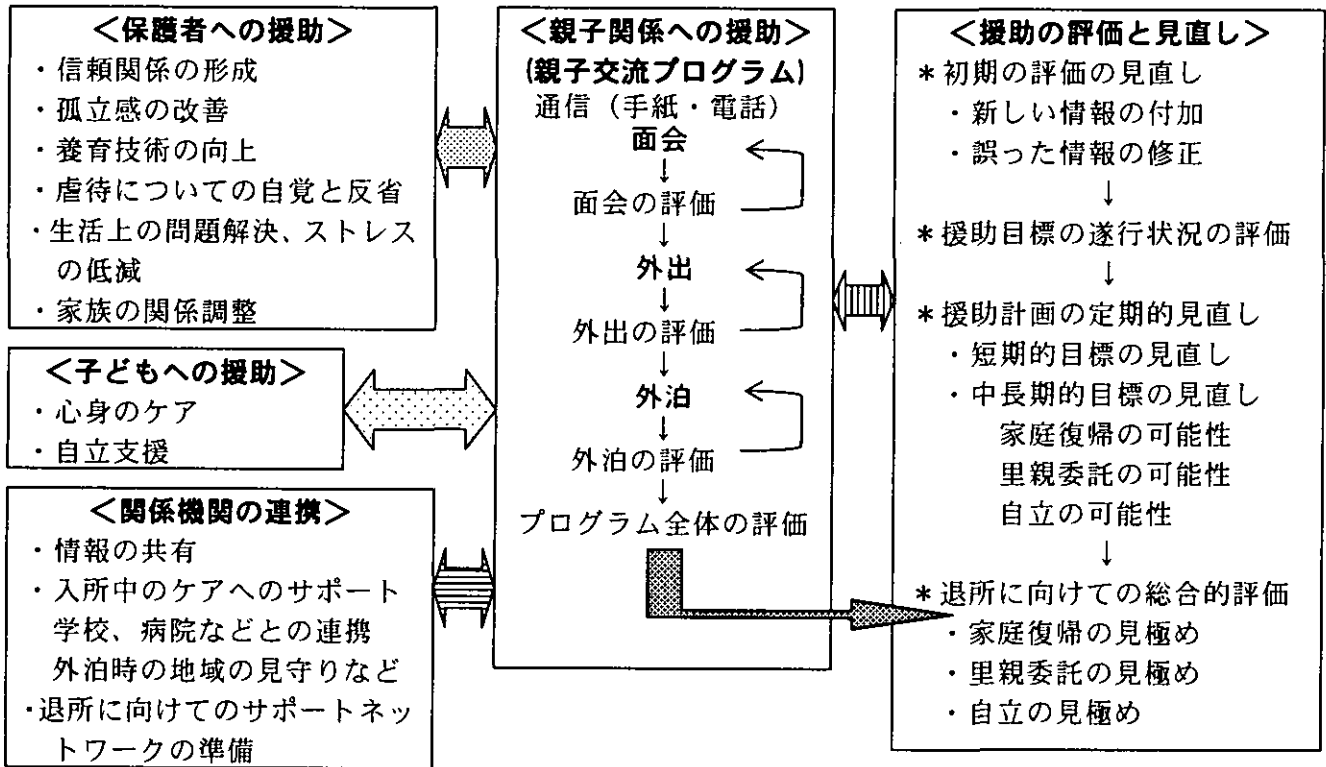
以上のような情報収集とそのアセスメントを通して、子どもと家族の人間関係や置かれている状況、抱えている課題について、総合的に評価することが必要だと思われる。

アセスメントにおいては、具体的に詳しく聴く、あるいはよく観察することが大切で、チェックリスト方式で一方向的に情報を得ようとするだけではうまくいかない。また、事前に情報を整理して、必ず聴くべきこと、できれば聴いておきたいことなどを念頭においたうえで面接に臨む。得られた情報とそのアセスメント結果について概観し、総合的に評価して、援助計画の策定および見直しを行うことは、入所前から退所後にいたるどの時期においても重要な、援助の基本である。

具体的な項目については、本ガイドラインにおいて「*収集すべき情報 1)～6)」(p. 9～13)として挙げたものの他に、『乳児院における家庭支援専門相談員ガイドライン』⁴⁾の「情報の整理と評価」も参考になる（→資料4）。

Ⅱ. 入所中

【援助の概要】



【具体的取り組み】

1. 初期の評価や援助計画の定期的な見直し

1-1. 再評価と援助計画の見直し

援助計画に基づき、子どもの養育と保護者への援助が開始されると、子どもは予想以上に傷ついていることが発見される場合もあるし、また一方でこの保護者はこの部分ではしっかり子どもをみていたのではないかと感じることもある。保護者と施設との関係は、一般的には児童相談所の介入のしかたや保護者への関わり方が反映されるが、子どもの入所からしばらくたつと、児童相談所とは違う姿を施設に見せることもある。したがって、施設は児童相談所と十分に連絡を取り合いながら、新しい情報の付加や誤った情報の修正を行って、策定された援助計画のもととなった情報や評価を更新し、援助の成果を確かめることによって、援助内容や援助方法の再検討を定期的に行うこと、必要に応じて援助計画の見直しや変更を行うことが重要である。援助目標の遂行状況についての評価を行い、定期的に援助計画の見直しを行う。

その際、児童相談所との連携はもちろん、他の関係機関も含めたケース会議を定期的で開催することも必要である(→p. 20 Ⅱ-2. 関係諸機関との連携 参照)。

1-2. 保護者に対する援助計画の説明

入所時に策定された援助計画・援助プログラムは、いつまでも一定のパターンが繰り返されたままであると、引き取り要求をもつ保護者は不満や不安を抱く。親子の交流がどこまで進んでいるのかについて客観的な評価を適切な時期に伝え、子どもの問題、保護者の問題、その他解決しなければならないことがあればそれらを明らかにすること、解決できれば次の段階(面会から外出へ等)に移行できることを伝えるなど、保護者自身が見通しを持てるようにしていくことが必要である。見通しを持ってないことが施設とのトラブルの要因になっていることは現実には多いと思われる。したがって、面会や外出、外泊の見通しなどについて、あらかじめ児童相談所と相談のうえ、保護者に提示することが必要である。それによって、保護者との協同が可能となる場合もある。

2. 関係諸機関との連携

2-1. 児童相談所との連携

保護者や家庭の状況とその変化を把握するため、主に児童相談所において、定期的に保護者への面接を実施する。施設においても、現時点での交流の評価や子どもの状況について保護者に説明する機会を作り、保護者自身が目標を持てるよう支援していくことが望まれる。児童相談所と施設は、それぞれの情報を提供しあい、理解の共有を図って、ともに援助を進めていくことが必要である。また、強引な引き取り要求などのトラブルに備えて、役割分担や施設としての対応について日頃から協議しておくことも大切である。

2-2. ネットワーク会議

児童相談所との連携が中心になるが、援助計画の進行に伴い、各時期において必要な援助が効果的に実践できるよう、学校や病院、地域ネットワークなど関係諸機関との連携についても積極的にとることが重要である。

必要に応じて、関係諸機関とのネットワーク会議を開催する。

3. 保護者・家族への援助

保護者・家族とのコミュニケーションを通して、保護者の孤立感を改善し、保護者との信頼関係の形成に努める。施設での援助はもちろんのこと、家庭訪問も様々なケースの援助において有効である。家庭復帰を目指すケース、あるいは子どもとの面会、外出、外泊といった親子交流プログラムが許可されているケースについては、保護者と子どもをつなぐ役割を果たすよう心がけ、親子・家族関係の維持・改善を試みる。また、そうでないケースについても、保護者援助プログラムの実践を通して、養育技術の向上、虐待行為についての自覚と反省、家族の人間関係・生活上の問題・ストレスの低減などの問題解決を支援する。

<保護者・家族援助の具体的実践内容>

- ・子どもについての情報提供：施設での生活や子どもの発達について適切な情報を提供する。特に、面会のできない状況では、写真を送ることなどが有効な場合もある。ただし、情報を提供する場合には、保護者がそれをどのように受け止めるかについてあらかじめよく検討し、文言に細心の注意を払うなど、十分な配慮をすることが必要である。また、実際にどのように受け止められたかについても把握できるとよい。
- ・保護者への傾聴
保護者や家族の子育て観、養育希望、思いを聴き、養育に参加する意欲を高めていく。虐待の自覚と反省を促すことにもつながる場合がある。
- ・子どもとの関係、かかわり方の改善に向けての援助
具体的な養育技術の向上などを通して、親としての子どもとの関係改善を援助する。
- ・保護者自身の問題解決への援助
生活上の問題やストレスなど、具体的な課題の確認と解決に向けての援助を行う（他資源の紹介を含む）。
- ・家族の人間関係の調整

3-1. 保護者への援助の視点

①親としての育ちを援助する

保護者が子どもとの関係において自信をもてるように、親としての育ちを援助することは、施設の重要な役割の一つである。そのためには、例えば、面会場面に同席して親と子どもとのかかわりをつないでいく役割が考えられる。自信のない保護者であれば、子どもを手放したこと、虐待したことへの罪悪感もあるため、ともすれば逃げたいという気持ちを持つことがあるが、そういった保護者の気持ちを十分に聴いていくというプロセスも重要である。そのようなプロセスが、反省の乏しい保護者においても、虐待の自覚や子どもへの謝罪の気持ちをもつことに、また関係改善への意

欲を育てることにつながる場合がある。

また、子どもの発達を評価し、保護者と共有することも、施設の重要な役割である。子ども時代の成長は、人の一生の中でも特に大きな変化であり、そこには成長を見守る大人たちの喜びが凝縮して存在する。また一方で、この時期には病気をすることもあつし、発達上の問題も顕著になってくる。子どもの成長やその時々の子どもの姿を説明すると、親は喜びや心配等感情の揺れを見せるが、こうした感情の揺れこそが親としての感情を育てていくともいえる。喜びを共有しながら、また心配や不安を支えて、ありのままのわが子を保護者が受け入れられるよう援助していくようにしたい。

また、例えば乳児院では、ミルクを与えるとか、入浴の手伝いをするとか、乳幼児健診を保育者と一緒に受けに行く、通院やリハビリ等の付き添いをする、といったように、親であることを実感させる実際の作業をとりいれていくことも、親としての育ちを援助するうえで有効である。あるいは児童養護施設でも、「家事ボランティア」として、子どもの衣服の洗濯、たたんでダンスに入れることなどを担当したり、親子参加行事の企画、アルバムの作成に参加したりして、子どもの成長をみてもらう試みをしているところもある。そういった作業に積極的に参加できるのか、施設に対してどの程度協力的か、あるいは、保護者が子どもとどうかかわっているのかを見ることによって、親の意欲や能力を測ることができる。また、保護者を支えてくれる周囲のサポート資源があるかどうか、といったことも把握しておく必要がある（→p. 10 I - 1 - 1. 情報収集と事前評価 3）**保護者・家族について 4）社会資源活用の可能性 参照**

②子どもとの関わり方の向上を図る

親子の面会、外出、外泊といった親子交流プログラムの実践が可能なケースについては、子どもとの実際の交流を通して、子どもとの関わり方の向上を図る。プログラムは、子どもの反応を見ながら進められる必要があるが、保護者の意向についてもよく汲み取ることが必要である。子どもとの交流において、保護者が負担感や拒否感を感じていても、それを無理に押しとどめてはいないかなどに留意し、子どもとの交流に喜びや達成感を少しずつ感じられるように援助していくことが大切である。

親子交流プログラムは、関係修復のプログラムであり、その過程は保護者の養育力獲得のプロセスでもある。ここで求められる養育力とは、養育技術はもちろん、子どもの欲求や要求に的確に回答する力である。具体的な養育技術については、乳幼児であれば、面会の時などに授乳や入浴といった日常の世話、泣きやぐずりへの対応などを職員とともに行う機会を設け、子どもと過ごしながら習得できるように援助する。また、子どもが親を求める姿を感じ取り、適切に応えたときに子どもが満ち足りた表情を見せると保護者も充実感を得るものであるが、保護者の応答性を高めるためには、このようにして親子で満足を共有する体験を積み重ねていくことも大切であろう。例えば乳児院では、保護者が授乳を終えた後に「お子さんがミルクを飲んで満足そうに眠るとあなたの心も満足しているのを感じませんか」などと職員が保護者に話しかけている場面がある。このように、子どもの表情や行動を解釈して伝えたり、保護者の感情を言語化したりすることが、親自身の気づきを促すことにもつながる。

さらに、このような親子の交流場面における援助だけでなく、保護者個人や家族に対する体系的な援助プログラムの実践も必要であろう。子どもとの接触が制限されているケースについては、特にこのような実践が不可欠となる。保護者に対するカウンセリングなど心理的な援助は児童相談所が中心になって行うが、それらの機関との連携を図りながら、施設としても、養育力の向上を目指すような援助、例えば、健康、病気の予防や兆候についての知識と理解、食事の作り方などの生活技術、「子どものほめ方・しかり方」といった具体的なテーマに沿って、基本的な知識や養育技術の獲得を目指すような援助が有効であろう。

③保護者の自己制御（セルフコントロール）能力を育てる

保護者自身が、怒りや嫌悪などの感情や、衝動的・攻撃的な行動を自らコントロールする力を身につけるよう援助することも重要である。このような援助は、児童相談所でのカウンセリングなど

が中心となることが多いが、施設における保護者援助プログラムの実践も始められており、その有効性が示されている。例えば、児童養護施設 神戸少年の町における「コモンセンス・ペアレンティング」の実践（野口，2003）⁵⁾などが挙げられる。

④保護者が抱えるその他の様々な課題への援助

保護者は、病気、障害、借金、失業、離婚、夫からの暴力、薬物やアルコールへの依存など、様々な課題を抱えている場合がある。保護者との間の信頼関係が形成されるにつれ、具体的な課題が保護者から明らかにされる。また、これらの課題が一つずつ解決の方向へ向かうことで、保護者が施設職員に信頼を寄せることにもなる。

保護者が抱える問題は、その家庭により多岐にわたるので、施設職員だけでなく、児童相談所をはじめとして、保健所、市町村保健センター、福祉事務所、医療機関、弁護士（離婚、借金、DV等の問題への対処）などとの連携のもとで援助していく必要がある。また、頼れる親族などがある場合は、協力を求める。

⑤保護者と子どもとの愛着関係の形成における援助

安定した親子関係の形成を目指して、親子交流プログラムを進行させる。親子の愛着関係は、親子交流プログラムが安全に進行し、親子の相互作用経験が蓄積されることによって形成（あるいは再形成）されるが、安定した愛着の形成には、保護者との相互作用において子どもが安心感を得られることが必要である。保護者との交流に際して、子どもが不安や恐れ、脅かされたと感じることのないように、子どもと保護者の双方に対して援助することが大切である。

3-2. 連絡・通信

①保護者との定期的な連絡

保護者から施設への連絡について、頻度とその方法（少なくとも2週間に一度は電話する、など）を決め、約束しておく。

また、現時点での子どもの状態・状況について、施設側から保護者への定期的な説明も必要である。場合によっては、写真やビデオを使用して子どもの様子を伝えることなども考慮する。施設便りなどの送付も有効である。情報の示し方（どのような情報をどのように示すか）には十分注意が必要であり、保護者に対する言葉の使い方にも細心の注意が必要である。特に、保護者の職場への連絡については、事前に打ち合わせが必要である。職場を介しての連絡については、職場にどのような情報が提供されているかによって、対応が異なるため、注意が必要である。

なお、保護者から子どもへの連絡・通信の可否については、事前に児童相談所と協議しておく（→p. 14 I-2-2. 入所に関する児童相談所との具体的協議 参照）。

②定期的な連絡がとれない場合

保護者から定期的な連絡がない場合は、児童相談所と連携し、必要な場合は施設側から連絡をとる。連絡がとれない場合、家族、親族、民生・児童委員、地域の保健師など、事前に保護者と取り決めた連絡先（→p. 17 I-4-2. 保護者・家族・親族と施設職員の事前面接 ②保護者・家族の状態・意向の確認 参照）に保護者の所在や状況を確認する。保護者に連絡がとれたら、事情をよく聴き、援助への動機づけを高めるように話をしたうえで、今後は定期的に連絡してほしいと伝える。場合によっては、家庭訪問の必要性についても検討する。この場合も、児童相談所との連携は欠かせない。

3-3. 家庭訪問

家庭訪問により、保護者の生活の場、子どもが育ってきた場を知ることによって、保護者への援助に有効な情報を得ることができる。また、家庭環境についての情報を子どもと共有することにもつながる。訪問の最大の目的は、具体的な生活環境（とくに安全・衛生面）を確認すること、そして保護者への助言や一緒に作業することを通してそれらの環境を改善することである。

＜家庭訪問における生活環境の確認＞（環境改善のためにチェックすべき項目）

生活の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・物が散乱している ・洗濯物、食器などが片づけられていない ・ガス、水道等が使えない ・台所用品など、生活に必要なものがそろっていない ・狭すぎる ・寒すぎる、暑すぎる
衛生状態	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄物の臭い、食べ物の腐った臭いがする ・ペットの飼育状況（餌、排泄物の始末など）
危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が起きやすい（階段が急すぎる、ストーブがむきだし、浴室のドアが開けっ放し、タバコ、お酒などが子どもの手の届く所にある、など） ・暴力の行使を疑わせる跡がある（ガラスが割れている、家具が壊れている、など） ・薬物の使用を疑わせる物がある

また、訪問することが「家庭の空気を入れかえに行く」という意味を持つこともある。虐待ケースでは孤立している家庭が多いが、保護者に「ほったらかしにされていない」という実感を持ってもらえることがあり、一見迷惑そうな顔をされたとしても、その効果は大きい。ただし、「家庭の空気を入れかえに行く」「ほったらかしにされていないという実感を持ってもらう」といったことが結果ではなく目的となってしまった場合、そのような家庭訪問はむしろ逆効果になるおそれもあることに十分注意すべきである。

施設の職員が家庭訪問できない場合は、担当のケースワーカーに訪問してもらう。すでに保護者との信頼関係があり、援助の可能な人（主任児童委員や民生・児童委員など）がいる場合には、地域の資源を活用することも考慮するとよい。

4. 親子交流プログラムの展開

家庭復帰を目指す場合、面会、外出、外泊などを通して、子どもと保護者の交流を図り、親子・家族関係の修復や再形成に向けての援助を行う。

4-1. 保護者の意向や状態の確認

保護者が子どもとの交流を望んでいるか、家庭復帰（引き取り）を希望しているか、引き取りに向けて解決すべき課題や目標はどのようなものか、親戚や地域を含めてサポートはあるか、等については、入所前～入所時に確認しているが（→p. 17 I-4-2. 保護者・家族・親族と施設職員の前面接 ②保護者・家族の状態・意向の確認 参照）、親子交流プログラムを始める際には、再度よく確認することが必要である。

4-2. 子どもの意向や状態の確認とケア

保護者との交流プログラムは、子どもの希望、意向を把握したうえで実践される必要がある。子どもの年齢や言語能力によっては自らの希望や意向を言語化できないこともあり、また内面とは異なる行動をとるような場合もあるため、子どもが保護者に対してどのような態度・行動を見せるのか、普段の生活の様子は安定しているか、等をよく観察して、総合的に判断することが必要である。

面会、外出、外泊の前後や最中はもちろん、施設での日常生活において子どもが表出するストレスや苦しさに対しては、敏感に感じ取り、的確に対応することが必要である。情緒の混乱や不安定（怒りやいらだち、抑うつ、泣き、気分の変わりやすさ、ボーッとしているなど）が見られないか、職員に対して、あるいは保護者に対して安全感・安心感をもてるようになってきているか等、よく確認する。そのためには、日頃から子どもとコミュニケーションを図り、よく観察して、子どもの状態の変化を見逃さないことが必要である。日常生活の場ではなくセラピールーム等で表出することもあるので、心理担当職員ともよく連携をとって対応することが大切である。

子どもの様子に変化が見られた場合や、否定的な意向（保護者に会いたくない、家に帰りたい

くない、など)が出てきた場合は、すぐに児童相談所と協議し、連携して保護者・子どもの双方に対応する必要がある。例えば、子どもが家に帰りたくないと言い出したとき、どのようにそれを保護者に伝えるのか、ということなどに関しては児童相談所との連携が欠かせない。

4-3. 約束の履行とトラブルへの対応

面会でのルール、外出や外泊から帰る日時など、施設との約束を保護者が履行できるかどうかは、援助プログラムを次の段階に進める際の判断において重要である。その点について、保護者とよく話し合い、保護者の理解を得て、援助プログラムが安全に進行するように、特に子どもの安全が確保されるように、十分配慮する。

施設としては、外出時や外泊中(後)にトラブルが起こった際のための「対応マニュアル」(想定される失敗と、その後のフォローアップ等)を準備し、児童相談所ともよく話し合っておく。シミュレーションを行い、施設内でのコンセンサスの形成を行っておく。

4-4. 面会

(1) 初回面会とその評価

初回面会は、子どもにとっても保護者にとっても重要な意味をもつ。初回面会の時期や方法(すめ方、場所、時間、同席者など)については、児童相談所と協議をしておくことが基本である(→p.15 I-2-2. 入所に関する児童相談所との具体的協議 ⑤保護者と子どもとの初回面会の持ち方 参照)。また、事前に保護者の意向と子どもの意向についてよく確認しておくことも重要である(→p.15 I-4. 子ども・保護者と施設との関係づくり 参照)。

また、初回面会については評価が大切であり、これが今後の面会の方針とすめ方につながっていく。

虐待の程度、子どもの状態・行動・発言、家族の状態などに合わせて、より詳細に検討することも必要である。

①初回面会が可能となる条件・不可能である条件

	初回面会が可能となる条件	面会が不可能である条件
保護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 自分の養育態度について反省的に顧みることができる、あるいは、虐待の認知や反省をしていなくても、児童相談所の指導に応じている。 施設職員と話し合いをすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の状態が著しく不安定である。
子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> 体調がよい 施設での生活に慣れてきている。^{※1)} 保護者の話をしたときに、脅え等の反応を示さない。 子どもが希望している(親に会いたいと言っているなど)。^{※2)} 	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良(熱がある、など) 睡眠-覚醒のリズムが著しく不安定である。 情緒的な混乱がある。 (怒りやいらだち、抑うつ、泣き、気分の変わりやすさ、ボーッとしているなど) 大人をひどく怖がる。 保護者に対して拒否的な言動をする。
施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員が、子どものことについて肯定的に評価し、それを保護者に伝える準備ができている。 面会時に予想される保護者および子どものストレスおよびその解消法について、施設として、ある程度検討されている。 	

※1) 施設での生活に慣れていない状態では、施設生活への不安から帰宅を強く希望することがあ